かほく市ふるさと納税返礼品募集要領

1. 目的

この要領は、かほく市が、ふるさと納税制度を活用し、本市の魅力や地元特産品のＰＲを行うため、本市へふるさと納税を行った寄附者に対して贈呈するふるさと納税返礼品の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2. 申込要件

本募集に申込できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者（以下、「返礼品提供事業者」という）とする。

(1) 市内に本社（本店)、支社（支店)、事業所又は工場等のいずれかを有する企業・団体・個人事業者等であること、又はふるさと納税業務委託事業者（以下、委託事業者という）が推薦し、かほく市が承諾した者であること。

(2) 市税等に未納がないこと。

(3) 各種法令等を遵守した生産・製造・販売または役務の提供を行っていること。

(4) かほく市暴力団排除条例（平成２４年かほく市条例第２号）第２条第１号及び第３号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(5) 食品を返礼品として提供しようとする者は、食品表示法（平成２５年法律第７０号）に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。以下同じ。）することなく、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。

(6) 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる者であること。

3. 募集する返礼品

返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 国が定める地場産品基準に合致すること。

(2) 本市の魅力や特産品のＰＲにつながるものであること。

(3) 品質及び数量において、安定して供給できる体制を整備していること。
ただし、予め期間や数量を示して供給するものについてはこの限りではない。

(4) 食品については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有しているものであること。ただし、要冷蔵でかつ賞味期限が短い商品についてはこの限りではないが、寄附者等に適切に届けられるものであること。

(5) 体験型返礼品については、観光・文化及びその他地域資源を活用した本市の魅力を十分に体感できる事業とすること。

(6) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

4.　返礼品提供事業者の義務

返礼品提供事業者は、返礼品提供にあたり、次に掲げる義務を負います。

(1) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、本市又は委託業者へ報告すること。

(2) 返礼品の要件及び関係法令等への適合性を確保するため、返礼品がこれらの基準に適合していることを常時把握すること。

(3) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。

(4) 事業者情報や製造工程等に変更があった場合は、速やかに委託事業者に報告をすること。

(5) 法令等違反又は本要領にかかげる各種要件への不適合が疑われる場合など本市が必要と認めた場合は、本市が実施する調査等（実地調査を含む。）に応じること。

(6) 本市が、前項の調査等により法令等違反又は要件不適合と判断した場合、本市が指定する方法で、代品請求、代金減額、又は契約不履行時の違約金及び損害賠償の請求に係る事項に関し、本市及び委託事業者と協議すること。

(7) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。

5.　返礼品提供にかかる運用

(1) 寄附金額の設定

寄附金額については、返礼品代金（返礼品本体の価格や梱包に要する経費とし、送料を除き、市が返礼品提供事業者へ支払う税込の金額）が寄附金額の３割以下となるよう、本市が個別に定めることとする。なお、寄附金額は２千円以上とし、千円単位で設定する。

(2) 費用負担

①返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担する。

②寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合に係る費用は、原則として返礼品提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合は、この限りではない。

(3) 広報・ＰＲ

①ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

②返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することが

できます。

③本市がふるさと納税寄附金の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

④返礼品提供事業者は、本市のふるさと納税寄附金返礼品提供事業者であることを商品や会社のＰＲに活用することができます。

6.　登録申込方法

返礼品の登録申込をする場合は、次の書類等を下記委託事業者へ提出すること。

(1) かほく市ふるさと納税返礼品登録申込書（様式第 1 号）

(2) 誓約書（様式第 2 号）

(3) 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料

(4) 画像データ

第三者が著作権を持つ画像を使用する場合は、必ず利用の許諾を受けていること。

①返礼品の画像データ(必須)

商品写真や荷姿写真

※ 調理写真、商品の魅力を引き出す写真があれば望ましい。

②事業者の画像データ（任意）

会社外観、作業風景など

【委託事業者】

株式会社 HAQTSUYA　ふるさと支援事業部　かほく市ふるさと納税

TEL：050-3528-6915

FAX：050-3737-7922

Email：kahoku-furusatotax@orebo.jp

7．募集期間

随時受付する。

ただし、申込時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでの期間に相当時間を要する場合がある。

8.　返礼品登録までの流れ

(1) 審査

申込のあった提案は、委託事業者がとりまとめた後、本市へ送付されます。提

案内容について、本市で募集条件を満たしていることを確認した後、本市から国に地場産品基準に適合しているかを確認するための申請を行います。

(2) 結果通知

　審査の結果、国の確認を得られた返礼品について、委託事業者より採用の決定についてお知らせするとともに、返礼品登録の手続きについてご案内します。

(3) ポータルサイトへの掲載

　委託事業者と返礼品の提供に係る調整が完了次第、本市が契約しているふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、掲載サイト及び掲載順序は本市に一任していただきます。

9. 返礼品の登録の解除

　次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止する。

(1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。

(2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「2　申込要件」及び「3　募集する返礼品」に規定する事項を満たさなくなったとき。

(3) 「4　返礼品提供事業者の義務」に規定する義務を果たさなかったとき。

(4) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(5) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。

(6) 食品を返礼品として提供しようとする事業者が食品表示法の違反を行ったとき。

(7) 登録内容に虚偽があったとき。

(8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(9) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。

(10) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

【参考】地場産品基準

1　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

2　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

3　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

イ（熟成肉）　地場産品基準第３号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。

（精米）　地場産品基準第３号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。

ロ（企画立案）　当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

4　返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

5　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

6　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2（宿泊）　当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7号の3イ五万以下（宿泊）　当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり

五万円を超えないもの

7号の3ロ該当地域（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

7の4（電気）　当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8 イ　市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。